



消防本部

度以内を目途に実施したいとされており、現段階での町の

対応については、広域化とい

う町単独での問題ではないこ

とや、山岳地域であることや、

多くの方に利用されている観

光地であることなど、町の特

殊性等を踏まえ、メリット、

デメリットなど十分検討し、

いろいろな方々のご意見を伺

いながら、作業を進めなけれ

ばならないと思っている。

2 点目について、公立の小

・中学校については、地方公

共団体が設置することが学校

教育法第2条に規定されてお

り、また、学校の運営経費に

ついては同法第5条の規定に

より、設置者が負担すること

になっていくことから、地方

公共団体を越えた広域的な学

校の設置は、できないものと

考えている。さらに、箱根独

自の特色ある教育を実施した

いとも考えている。

いずれにしても、現在は学

校統廃合に全力を注ぎ、目標

年次である平成20年4月には、

3 小学校1中学校の新しい体

制でスタートしたいと考えて

いる。



箱根明星中学校

6 高齢者通院費補助制度等

5 介護保険料の軽減措置を

拡充することについて

4 増税となった年金生活者

世帯を国民健康保険料の減

免対象にすることについて

3 年金生活者世帯に対する

町独自の町民税軽減措置を

設けることについて

2 寝たきりの方や介護

保険で要介護認定を受けて

いる方に認定書の発行を積

極的に行うことについて

1 高年齢者の大増税の

中止、見直しと同時

に今後の増税の凍結を国に

求めることについて

次6点について伺う。

1 点目について、少

子・高齢化が進む中、

今後必要になる年金、

医療等の社会保障費を若者も

高齢者もあらゆる世代が広く

公平に負担し合う観点から、

国会で十分に議論がされ、国

の税制改正により、地方税法

が改正されたもので、低所得

者層に配慮しながら、負担能

力のある高齢者の方々にご負

担をお願いするものであり、

当町としては、国に求めてい

く考えはないものである。

2 点目について、認定書の

発行の方法については、関係

機関等と調整をし、町が適当

と考える方法を定め、12月末

までには発行ができるよう努

めていきたいと思っている。

3 点目について、町民税の

減免については、地方税法第

323条及び町税条例第18条で規

定されているが、その適用は

納税者の個別的な事情を考慮

して行うものであり、一律軽

減的な措置の考え方は異な

るので、町独自の町民税減免

措置を設ける考えはないもの

である。

4 点目について、地方税法

の一部改正に伴う国民健康保

険料の負担については、急激

な保険料の増加にならないよ

う、平成18年度、19年度の2

か年において、激変緩和措置

を講じたので、増税となった

年金生活者世帯の保険料の減

免については、現在のところ

考えていないものである。

5 点目について、地方税法

の一部改正に伴い、保険料の

負担が急激に増額となる方に

ついては、国民健康保険料と

同様、激変緩和措置を講じて

いるので、保険料の軽減措置

を拡充することは、現在のと

ころ考えていないものである。

6 点目について、町では箱

根の地域性を配慮して、様々

な交通費の負担軽減策を講じ

ているが、福祉施策としてこ

の制度を安定的に継続するた

めには、ある程度一定の制限

を設けることが必要と考えて

いることから、当面は現行制

度のままでの更なる利用促進

を図ることに努めていきたい

と考えている。

消防教育

広域行政のあり方と今後の方向性について

Q

次の2点について伺う。

1 消防の大合併構想に伴う対応について

2 学校統廃合に伴う広域統合について

A

防庁長官が定めた「基本指針」の内容としては、都道府県が定める消防広域化に関する「推進計画」の策定期限は、遅くとも平成19年度中に定めるとされ、さらに、市町村の消防の広域化実現の期限は、都道府県が定める「推進計画」策定後、5年度以内を目途に実施したいとされており、現段階での町の

税務町民

大増税、負担増から高齢者の暮らしを守るについて

Q

次6点について伺う。

1 高年齢者の大増税の中止、見直しと同時に今後の増税の凍結を国に求めることについて

2 寝たきりの方や介護保険で要介護認定を受けている方に認定書の発行を積極的に行うことについて

3 年金生活者世帯に対する町独自の町民税軽減措置を設けることについて

4 増税となった年金生活者世帯を国民健康保険料の減免対象にすることについて

5 介護保険料の軽減措置を拡充することについて

6 高齢者通院費補助制度等

A

において課税となっても適用することについて

1 点目について、少子・高齢化が進む中、今後必要になる年金、医療等の社会保障費を若者も高齢者もあらゆる世代が広く公平に負担し合う観点から、国会で十分に議論がされ、国の税制改正により、地方税法が改正されたもので、低所得者層に配慮しながら、負担能力のある高齢者の方々にご負担をお願いするものであり、当町としては、国に求めていく考えはないものである。

2 点目について、認定書の発行の方法については、関係機関等と調整をし、町が適当と考える方法を定め、12月末までには発行ができるよう努めていきたいと思っている。

3 点目について、町民税の減免については、地方税法第323条及び町税条例第18条で規定されているが、その適用は納税者の個別的な事情を考慮して行うものであり、一律軽減的な措置の考え方は異なるので、町独自の町民税減免措置を設ける考えはないものである。

4 点目について、地方税法の一部改正に伴う国民健康保険料の負担については、急激な保険料の増加にならないよう、平成18年度、19年度の2か年において、激変緩和措置を講じたので、増税となった年金生活者世帯の保険料の減免については、現在のところ考えていないものである。

5 点目について、地方税法の一部改正に伴い、保険料の負担が急激に増額となる方については、国民健康保険料と同様、激変緩和措置を講じているので、保険料の軽減措置を拡充することは、現在のところ考えていないものである。

6 点目について、町では箱根の地域性を配慮して、様々な交通費の負担軽減策を講じているが、福祉施策としてこの制度を安定的に継続するためには、ある程度一定の制限を設けることが必要と考えていることから、当面は現行制度のままでの更なる利用促進を図ることに努めていきたいと考えている。